

空港脱炭素化推進のための計画策定ガイドラインの改訂

概要版

国土交通省 航空局
令和8年7月

計画策定ガイドライン（第三版）

目次

1. はじめに
2. 本ガイドラインについて
3. 空港脱炭素化推進のための計画について
4. 空港脱炭素化推進のための計画における記載事項について
 - 4.1 空港の特徴等
 - 4.2 基本的な事項**
 - 4.3 取組内容、実施時期及び実施主体**
 - 4.4 ロードマップ
5. 協議会の運用方針
 - 5.1 協議会の位置付け
 - 5.2 協議会の組織**
 - 5.3 協議会における協議事項
 - 5.4 守秘義務
- 6. 推進計画の認定等の手続き**
7. 関連資料等

主な改訂内容

4.2 基本的な事項

- 推進計画において対象とする温室効果ガスの排出量の計測範囲について告示範囲を基本とすること等を追記した。
- 排出量を推計する際の排出係数についての考え方を補足した。
- 推進計画の進捗管理に関する内容を追記した。

4.3 取組内容、実施時期及び実施主体

- 太陽光発電やエネルギーマネジメントによる再エネ余剰電力の活用方法として、空港関係者間の電力融通や空港間連携の解説を加えた。
- 公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正やGX2040ビジョン等を踏まえ、工事・維持管理においてライフサイクル全体を見据えた取組を検討する方針とした。

5.2 協議会の組織

- 進捗管理のための標準的なフォローアップ指標を定め、毎年データ収集することを追記した。

6. 推進計画の認定等の手続き

- 行政財産貸付時における公募手続きとして、事業形態に応じた検討やコンセッション空港等でPPA事業を行う場合の留意事項を補足した。